

佐賀県告示第 106 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 25 年 3 月 19 日から平成 25 年 4 月 18 日まで佐賀県交通政策部道路課及び有明海沿岸道路整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 3 月 19 日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 444 号	佐賀市久保田町大字新田字新田 3338 番 1 地先から 佐賀市嘉瀬町大字十五字二本谷籠 369 番 1 地先まで	平成 25 . 3 . 19
県道 佐賀外環状 線	佐賀市久保田町大字新田字三籠 1190 番 20 地先から 佐賀市久保田町大字新田字三籠 1123 番 5 地先まで	〃
県道 十五中原線	佐賀市嘉瀬町大字十五字二本谷籠 386 番 1 地先から 佐賀市嘉瀬町大字十五字二本谷籠 387 番地先まで	〃
県道 佐賀環状自 転車道線	佐賀市嘉瀬町大字十五字立野籠 1014 番 4 地先から 佐賀市嘉瀬町大字十五字一本松籠 955 番地先まで	〃